

責任判断と「視点」の問題

常松 淳

他者の行為について責任判断を下すこと、その責任の軽重を評定することはどのような概念機制の下に行われているか。この点を解明する一つの手がかりは、「視点（の違い）」という概念である。「視点の違い」として概念化できるものが我々の責任判断とどのように関わっているか、主観的/客観的という極性を持つものとしての視点と責任判断とがどのように結び付いているかを明らかにすることを通じて、責任帰属の実践を支える概念機制の一端を明らかにする。

1. 初めに

責任を判断するという実践を取り巻き、それを支えている諸概念の構造を、我々が取る「視点（の違い）」という角度からどのように分析できるかを探ることが本稿の目的である。

「責任」に関心を向ける理論的な問題は、様々な角度から立てることが可能だろう。まず、責任という概念そのものについて分析しようとする方向性がある。言い換えればそれは、「（ある行為に関して、特定の行為者に）責任があるというのは、即ちどういうことか」という問いかけに答えようとする議論である⁽¹⁾。そして、このような議論を踏まえ、あるいは何らかの直観的に把握された責任概念を前提とした上で、「どのような条件が満たされたときに、責任があると言えるのか」という形で責任の条件論を問うことも出来よう⁽²⁾。逆に言えばこれは、どのような条件が成立しているときに責任が解除されるのかを考える免責の条件論でもある。以上のような、責任を判断される行為者の状態

や条件に焦点を当てる議論とは異なって、まさに責任を帰し帰される実践の分析を目指す議論も展開されている。この分析を、責任を帰属する側に注目して行うなら、「責任があると見なすholding responsibleとはどういうことであるか」という問いに答えることになる⁽³⁾。責任帰属の実践に着目する場合はまた、「責任があると見なすことの機能」という観点から、プラグマティックな説明を与えようとする論者⁽⁴⁾もいる。

本稿においては、以上のような諸問題はある意味で棚上げされている。つまり、責任概念自体の分析や責任帰属実践の機能を解明することではなく、ここでの関心はむしろ、「責任がある」という判断がどのような概念的な機制の下で行われているかを見極めることにある。そしてこの問題を解明するために、本稿は「視点」と呼びうるものに注目したい。

我々は、ものごとや対象を見る時に、意識するしないに関わらず、何らかの特定の視点に立っている。その視点を変えることで、ものごとや対象についての認識や判断が異なってくると

いうことは日常的に経験できよう。このような「視点の違い」が、他者の責任について判断を下すという事象にとって、深い関係を持っているのである。責任判断が、問題となる事態についての何らかの認識を前提とするものであって、その認識のあり方によって深く左右されるものであることは明らかであろう。問題となる事態をどのように捉えるかということが、責任判断の前提をなすからである。この意味で、ものごとを見る「視点 (の違い)」という角度から責任判断の構造を分析することが必要なのである。

もちろん日常的に「視点を変えてみると」等と言われる時の「視点」が何を意味しているかは、状況次第で異なっていく。従って、どのような意味での「視点」を考察するのが限定されなくてはならない。そこで本稿では、人間の振る舞いを見る視点として最も明確な対照性を示すものとして「主観的視点と客観的視点」という軸を取り上げたい。考察の主題となる命題を先取りして掲げるなら、それは「われわれが他者に対し、その行為に関して責任を見出すのはある視点 (主観的な視点) に立った場合であり、それとは根本的に異なる視点 (客観的な視点) から見るなら責任という概念は空洞化する」といったタイプの主張である。このような主張は理論的な文脈においてもしばしば見られるものであるが、果たしてそれが何を意味しているのか、更にそれは責任概念の特性を表しているのかどうかを再検討することを通じて、責任というものの意味と限界を定める。

本稿が最終的に解明したいと考えるのは、我々の日常的な実践としての責任帰属の意味と構造の一端である。もちろん、責任のあり方が多様なヴァリエーションを持っていることは言うまでもない。「視点」という概念は、責任を

巡る実践的な思考において用いられることが少なくは無いが、必ずしも常に、あるいは顕在的に参照されるとも限らないものである。にも拘わらずここで「視点」という角度からの分析、とりわけ哲学者によって提示された分析を検討するのは次のような理由による。即ち、日常的な実践を背景として支えている (時として) 暗黙の論理構造を明らかにするためには、あり得べき限界を確定するための素材として、ある程度論理的に突き詰められた主張を検討することが必要なのである。確かに、以下で取り上げるような議論は、必ずしも日常的な思考・実践の経路を直に反映してはいないかもしれない。しかし、実際には辿られていないかもしれないが限界的には可能であるような概念的経路を確定しておくことが、日常的なあり方の分析にとって必要であると本稿は考える。

*

議論は以下のように進む。2で予備的に示すように、事態を眺める「視点 (の違い)」と、その事態に対する認識と結び付いた態度のあり方は特定の仕方で連動しうるものだが、これが如何なる関係であるかを明らかにすることが必要である。その為にはまず、ある日常的な出来事に接し、そこで責任帰属にまつわる問題が生じた場合に我々がとる態度と、その出来事をどのような記述の下に捉えているかが如何に深く関係しているかを示しておきたい。ここで、事態の捉え方の相違に「視点 (の違い)」として概念化されうるものが関わっていることを確認した後、本論で考えたい「視点」とは何かを概念的に限定していく (3-1)。留意すべき点は二つあり、それぞれの異なった「視点」が何によって識別されるものであるかという識別基準の問題

(何がそれぞれの「視点」を異なったものとしているのかという問題：3-2)と、異なった「視点」間の関係は一体いかなるものであるかという視点間関係の問題である(3-3)。

次に、それまでの概念化を踏まえて、「視点(の違い)」と責任判断とがどのように関係するものであるかを検討する(3-4)。そのための一つの足がかりとして、Thomas Nagelによって与えられた問題の定式化を取り上げることにしたい。「視点(の違い)」と責任概念とがどのように関わっているかを示そうとするNagelによる問題の描き方は、ある面ではポイントを掴み出してはいるが、一方で不徹底な面を残している。とりわけ問題としたいのは、主観的視点を取った場合の責任判断についてである(4)。Nagelに限らず陥りやすいその不徹底さを取り除くことによって、責任という概念の意味をより正確に理解することが出来る。彼の与える問題の構図は、この点を明確にする作業に資してくれるものである。

最終的に本稿は、それぞれの視点を徹底化させる動きを打ち切ることに於いて責任判断が成立していることを示し、次なる課題を提示するであろう。

2. 責任帰属と事態の記述

責任帰属という実践にどのような概念が関係しているかを確認するために、次のようなシンプルな事例を考えてみよう。気を付けたいのは、事態についての理解と、それに結び付いた態度や反応が事態の記述のされ方に依存しているという点である。つまり、そもそも事例をどのような角度から、どのようなタームによって記述するかによって、その記述された限りの事態に対する何らかの態度や反応を我々が直観的に妥

当なものを見なすかが変わってくるということである。

ある時、ちょっと席を外した後で自分のパソコンに戻ってみると、キーボードにコーヒーがこぼされているとしよう。自分がいない間に起こったこの出来事に対して、われわれはどのような態度を取るであろうか。まずは、どのようにしてカップの中身がキーボードにかかったかが問われるであろう。もし窓から吹き込んだ風のせいでカップが倒れ、その拍子にコーヒーがこぼれてしまったのだとしたら、腹が立ち、迂闊にも窓を開け放していたことを悔やみこそすれ、それ以上はどうしようもない。一方、もし、ネコが机に飛び乗ってカップを蹴飛ばしたのだと知ったら、ネコを叱りつける(人によっては腹立ち紛れに叩いたりするかもしれない)であろうが、ネコを非難したり咎めたりすることはできない、と言えそうである。

だが、もし誰かがカップの中身をキーボードの上にこぼしたのだとしたら、どうであろう。われわれは、それが意図的なのか、そうだとしたらどういう意図でそうしたのかを知ろうとするだろう。その結果如何によっては、カップの中身をこぼした人物を非難し、更にはキーボードの賠償を求めるかもしれない。つまりは、彼の行為に関してその責任を追及するかもしれない(5)。

われわれは、吹き込んできた風や飛び乗ったネコに対して非難する・責める・咎めるといった態度(6)を取ることは(ほぼ)ないし、それらに責任を帰属することはない。コーヒーの流出が誰か(=人格を持った存在者)によって起こされたものであるとき、その誰かに対して特定の態度が取られるのである。

ここでいくつかの概念を整理しておこう。われわれは確かにネコの責任を追及することはな

い。このとき考えられているのは、言わばネコの道徳的責任moral responsibilityである。ただ、ネコの動きのせいでカップが倒れたという因果関係が存在するという意味で、ネコには因果的な責任causal responsibilityがあるということもできるだろう。非難といった特定の態度と結び付いているのは前者の意味での責任である(7)。この区別の意味については後に再度触れる(8)。

もう一度、上述の例を簡単に再構成しておこう(事例理解に関わる概念を整理しているだけであって、実際の責任判断がこのようなステップを辿ると言っているのではない)。まず何らかの事態に接して、それが単なる偶発的な出来事 happening に過ぎないとするか(即ち「自然に起こった」と見るか)、人間の行為者性agencyに関わった出来事であると認めるかで、次にどのような振る舞いが接続するかが分かれる。人間が(ある特定の仕方)で関わった場合でも、その人間の様態によって判断は変わってくる。その人間がそもそも責任を取りうる存在でないと考えられるならば免責されるだろう。即ち、例えば赤ん坊には、ふつうは帰責されない。更に、その出来事に(ある特定の仕方)で関わった人間が責任を取りうる人格として認められたとしても、必ずしも当該の出来事に関して責任を負わされるわけではない。ここで、大きく分けて二種類の(アリストテレス以来指摘されている(9))「無知(無識)」と「強制(強要)」という免責条件に当てはまっていないかが問題となる。例えば、自分の部屋にある電気のスイッチが爆弾と接続されていることを知らない人がスイッチを押して爆発させても、普通は彼に爆発の責任は負わされない。また上のケースで言えば、誰かに脅されてカップを倒した人に責任を帰することは(通常は)ない。以上の免責条件をクリアした場合、その行為の行為者agentに責任があると見なされ、

そして、当該行為の行為者であると同定される人を掴まえて責任を追及するに至るわけである。

*

さて、ここまでは日常的な記述である。私を嫌な気分させようと意図して彼はカップの中身をキーボードにわざとこぼした——もし私がこのような記述の下に事態を把握したなら、彼に責任ありと判断して、非難するなり賠償を要求したりするだろう。

しかし、もし私が異なった方向に進んで、まったく違った種類の説明に行き着いたとしたらどうであろうか。例えば彼の振る舞いは、ある種の見方からすれば自然的事物の物理的な運動によって構成されているものでもあり、それを神経生理学的・物理化学的なチームによって記述し、説明することが可能であるようにも思われる。あるいはまた、彼の生育環境や幼児期の体験、「無意識の欲望」etc.による説明を、まさに彼の行為を説明してくれるものとして受け入れることが可能であるかもしれない。日常的な説明とは大きく異なったこのような記述の下に事態を把握したとき、前記のような通常の記述と結び付いていた責任を巡る判断や態度は、何らかの変容を被るのだろうか。後者のような説明が仮に認められたとしても、日常的な説明が説明としての資格を失うとは限らないだろう。では、前者の日常的な記述と後者のような記述とは、それぞれ互いにどのような関係にあるのだろうか。

このような「二つの描像の対立」という文脈において、自由freedomや行為者性agency、及びそれらを条件とする(としばしば考えられている)功績desertや責任の可能性と限界を捉える

仕方は、しばしば見出されるものである⁽¹⁰⁾。
例えば次のような主張である。

このように考えると、「自由がある」というテーゼの主張も、「自然因果の法則しかない」とするアンチテーゼの主張も、視点の取り方によって異なるだけであって（…中略…）たとえば殺人事件を、完全に外部の視点から見て（…中略…）正確に因果的に記述することができるのである。（…中略…）彼の内面の視点から見れば、自由意思、すなわち犯意を前提せずには犯行は説明できない。（…中略…）自由と自然因果も、本来、世界の出来事をめぐる二つの相互補完的な視点に他ならない。（石川1998: 190）

ここで語られているのは、世界内の出来事を説明するためには、相互に排他的な二つの仕方があり、どちらを採るかによって結論（更に、それと結び付いた実践的な帰結）が異なってくるということである。一方の「視点」を採っている限りにおいては可能であったことが、もう一方の「視点」を採るならば、その同じ事が不可能になると言われている。つまり、ある視点においては可能であった「因果的な記述による説明」が、もう一方の視点に立つならば意味を為さない、逆に言えば、ある視点に立った説明は、もう一方の視点からは不可能であるものを前提とせざるを得ないというわけである。

以下では、この種のテーゼを構成する概念枠を再検討したい。まず明らかにすべきは、ここで言及されている「視点」とは何のことかである。世界内で生じた事象に対して、われわれが「視点を変える」とか、それに対するわれわれの「視点の違い」などと言われるときの「視点」とは何であろうか。

3. 責任判断と視点

本章では、まず「主観的⇔客観的という二極性を持つものとしての視点」という概念化を、Thomas Nagelが提出している議論を叩き台として検討する。次に、責任判断が各々の視点を取ることとどのように関係しているかを、一方の極へと視点を移行させようとする圧力の働きという面に着目しながら分析する。

3-1 視点とは何か——識別基準の問題

言うまでもなく「視点」は様々な仕方で概念化できるものであるし、実際のところ、それは多様な仕方で用いられ得る概念である。「視点（の違い）」と責任に関わる判断とがどのように関係するかを考えるためには、まず、ここで考えたい「視点」とは何かを、ある程度はあらかじめ限定しておく必要がある。前章で取り上げた意味での「視点（の違い）」とはどのようなものか。

まず、視覚とのアナロジーから明らかなように、そこに立ってそこから見ること＝認識することが、「視点」に言及される場合に主として念頭に置かれる機能である。そして個々の「視点」を異なったものにするのは、その「視点」と特有の仕方で結び付いた説明様式と、そこで使用可能なタームの種類である。つまり、ある「視点を取る」ということは、ある種のタームと説明様式を採用することであり、その説明様式の違いが当の「視点」を特徴付けるのである。加えて、そこには空間的布置に関わるイメージが背景として存在していることも見逃せない。ある「視点」を取ることは、まさに、空間内のある点から事態を眺めることとして捉えられ、まさにそのような空間的な配置こそが特定の説

明様式・タームが採択されることへと繋がっているとも言える。

これから我々が考察しようとしている「視点」とは何かを明確にするためには、それが何でなにかをも明らかにしておかなくてはなるまい。それは、各々のagentに対して一つ一つ割り当てられているようなものとしての視点のことではない。この意味での視点は、あるagentとしての世界内での役割・位置と結びついているものであって、位置や役割によって個別化されるようなものとしての視点である。例えば、野球において「プレイヤーの視点」や「審判の視点」と呼ばれるものは、各行為者がプレイヤーであるか審判であるかによって割り当てられるものであって、野球というゲームにおける役割・位置付けによって識別されるものとしての「視点」である。実際にはもちろん、各行為者は仮想的に自分の役割・位置付けに割り当てられたもの以外の視点を取ってみることが可能であろう。つまり、例えばプレイヤーは仮に審判の立場に立ってみることは出来る。しかし、実践的にはプレイヤーの視点から試合に臨まざるを得ない（それが不可能な行為者は野球にプレイヤーとして参画できないだろう）。これら二つの視点が区別されるのは、直面する事態の記述が視点によって根本的に異なるからではない。

これとは対照的に、我々がここで責任判断との関連において扱いたい意味での「視点」とは、各行為者が世界内の事象を（とりわけ、人間行為者を含んだ事象を）認識・説明し、それについて判断しようとするときに、彼/彼女が「取る」と言われるような意味での「視点」である。この意味での視点は、各行為者の役割や位置付けによって「プレイヤーの視点」「審判の視点」のように個別化されるものではない。以下では、上で述べたように説明様式の違いと、空間的な

配置という二つの側面によって識別されるようなものとしての「視点」と責任判断との関係を考える。

3-2 視点の二極性

既に述べたように、本稿では「主観的↔客観的」という軸において視点の違いを捉えているが、このような「相反する視点」の問題はNagelによって探求されてきている(11)。彼は、我々の取る「視点」が主観性↔客観性という「二極性polarity」(a: 320)を持っているということから生じる様々な“問題”について論じているのだが、以下では、彼が提出している概念化を素材として「視点」と責任判断との関係について分析してゆく。そのために、まず彼が視点に関わる問題をどのように描いているかを確認しておこう。

彼がいう二極性を構成しているのは、ある視点point of viewからの眺めviewが相反する二つの端を持っていること、即ち、主観的（行為者）眺めsubjective (agent's) viewと客観的眺めobjective viewとの対立である。前者は内的眺めinternal viewとほぼ対応させられており、後者に対応するのが外的眺めexternal viewである。Nagelはこれら二つの極を持つ視点（及び、そこからの眺め）を、各々の視点においてどのようなタイプの説明がまさに説明として認められるかによって区別されるものとして考えている。前者と結びついているのが理由reasonによる説明であり、そこでは志向的intentionalな説明として（行為を）正当化する理由が提示される。逆に言えば、志向的な説明は、この視点からしか完全には理解できないものなのである。この視点はagent's viewではあるが、必ずしも「私」に特化した一人称的視点ではない。というのは、後述するように、他者の振る舞いに対して主観

的眺めsubjective viewを取ることが、「投影projectionによって他行為者の視点を取ること」と説明されてもいるからである。つまり全てを「私」の視点に回収するわけではなく、他行為者の視点もまた想定されている。

一方、後者の視点と結びついているとされるのが因果的causal説明である。対象の振る舞いを、先行する条件と出来事によって必然化されたものとして因果的に説明するとき、この視点を採っていることになる。主観的視点においては理由を提示することが最終的な説明だとされるのに対し、因果的説明は、まさに何故その理由に基づいて行為が実行に移されたのか、何故その理由が決定的であったのかを解き明かそうとする (b: 116) というのが、Nagelの示すところの、説明様式における対比である。ただNagelは、客観的視点からの説明の特徴は、それが決定論的であるということには無いと強調している (b: 110)。ポイントはむしろ、人格やその行為が「自然秩序the order of natureの一部」(b: 110) として見られるようになり、われわれ自身もまた「世界に直面することを止め、むしろその部分と化してしまう」(b: 114) という面にある。つまり、単に「先行条件によって必然化されている」が故に自由・行為者性が消えるという（決定論から意志の自由の否定を導く、ある意味で伝統的に用いられている）論理ではなく、世界における特定の側面が全体の中へと繰り込まれてしまうことによって、まさに“見えなくなる”とされているわけである。

ここで、Nagelにおいても視点識別のポイントが、それぞれの視点と結びついている説明様式の違いに求められていることは明らかだ。説明様式の違いに伴う大きな差異の一つは、前者では志向性、理由、正当化といった観念が説明としての有効性を持っているのに対し、後者で

はそれらは視野の外に置かれ、因果性・必然化という観念がメインとなっていることである。志向性や正当化は、心を持つ存在者にとってしか意味を為さないと考えるならば、少なくとも前者は心を持つ存在者に対してしか採られ得ないのだと言えるだろう。

Nagelにとって、説明様式の違い自体が視点の違いに他ならないのかどうかは定かでない。というのは、視点の違いを言うために、内的・外的という、ある種の空間的メタファーが採用されてもいるからである。これはとりもなおさず、「心（主観）の内側から」「心（主観）の外側で」という対比を背景としている。即ち、視点の違いはその空間的な配置によっても識別されるものであり、その空間的な位置付け故にある特定の説明様式が不可避なものとなっているのだとも言えよう。ある意味で、これら二つの識別基準は相互依存적である。

この二極性が孕む問題としてNagelが指摘し批判するのは、realityをobjective realityと同一視してしまう傾向、つまりrealityと呼び得るのは客観的な視点から見られたrealityのみであるかのように考えられてしまうことであり (b: 25-27)、それに伴って主観性が客観性に「還元」されたり「併合」されたりしてしまう傾向である (a: 326-9)。上で触れたようにNagelは、様々な（哲学的）問題が、視点に備わった主観性↔客観性という二極性に由来するということを、様々なトピックについて論じている。自由freedom・自律autonomy及び責任という密接に関係した二つの論点に関わる問題もまた、この二極性という文脈の下で描き出されている。

以上を要約すれば、Nagelの概念化による「視点」とは——眺めview、観点standpoint、見方perspectiveなどと言い換えられてもいるが——、眺める対象についての捉え方の違い——

説明様式の違い——によって弁別されるものでもあり、同時に、internal / externalという“空間的な違い”によって区別されるものでもある。主観的なviewとは、言わば（主観の）“内側からの”理解の仕方であって、特定の個人が世界の中で占める位置に拘束されているものであり、客観性の獲得はそこからの離脱detachmentとして捉えられている。即ち、初発の主観的なviewから「一步退いてstep back」(b: 4)、自らをも含めた対象をその環境や条件との関わりの中で捉えることが、客観的なviewへと至る道なのである。そしてこれら二つの視点は自分自身に対しても、また他者に対しても取りうるものであり、この時にこそ、自由と責任に関わる我々の自己理解において一つの問題が生じているというのがNagelの見立てだと言える。

3-3 二極性において生じる亀裂——視点間で働く圧力

しかし、二つの相容れない視点が存在するというだけであれば、そこで必ずしも問題が生じるものではない。単にそれらを切り離して、各々が独自性を保ちつつ共存していれば良い筈だからである。主観的視点と客観的視点との関係は、単に共存と呼べるようなものではない。この節では、二つの視点がどのような関係にあるかを考える。

Nagelは相反する視点の存在がもたらす問題を、自由・自律と責任という二つの領域に関して、おのおの次のように描き出している。自律に関わる問題とは、客観的な視点を自己自身に対して取ることによって生じるものであり、それは客観的視点を通過することによって自律の感覚が浸食されるということである。我々には普通、何らかの選択において自分自身を自由だと感じることが出来る場面がある。日常的な選

択（例えば、ジュースを飲むか、コーヒーを飲むかを自分で決めることが出来るケース）では、我々は自分が自由に選択していると考えている。ところが、自分自身に対して客観的な視点を取るならば、その選択も含めた出来事の連鎖があるだけで、その視点から見限りでは他行為可能性 alternate possibilities が閉じられてしまっているようにも見える、という形で問題が生じるとされる。

一方、責任に関わるのは、他者に対して客観的な視点を取るときに、「彼/彼女の責任」及びそれを支えるものとしての「彼/彼女の行為者性」という概念が空洞化するという問題である。他者の行為を客観的視点から眺めるならば、行為とその環境とは混ざり合っただけの一つの出来事連鎖となり、他者のagentとしての貢献がどこに存するのかが分からなくなる——Nagelは問題をこのように描き出す。いずれも、主観的な視点においては確実に成立していると感じられていたものが、客観的な視点への移行を通じて（あるいは、移行を一端経た後では）その確実性を失ってしまうように思われる、という流れである。このような形で亀裂が生じるとするならば、次に問われるべきは、二つの視点がどのような関係にあるかであろう。なぜ主観的視点は客観的視点の影響を受けてしまうと考えられているのか。これは言い換えれば、二つの異なった視点間においてどのような力が働いているか、ということである。我々は二つの可能な視点を前にして、それらの間でどのような力を受けているのだろうか。

Nagelは、今の我々にとって、主観的視点と客観的視点とは単に併存するものでなくなっていると指摘する。つまり我々には、主観的視点から客観的視点へと向かわせる圧力とでも呼ぶべきものがかかっているというのである。

われわれは、すべての事物は何らかの観点にとってではなく、それ自体において何かでなければならない、という仮定の重圧の下で、主観的なものから離れていくのである。自分自身の観点からますます離れていくことによってこれを達成することは、客観性の追求が目指す到達不可能な理想である。(a: 322-2)

そして、このような圧力の下で客観性へと赴いた認識が、ひるがえって主観的視点においては確実であったものへと向けられたときに、解消され難く思われる様々な問題⁽¹²⁾が立ち現れてくるとNagelは言う。客観的視点は常に可能性として存在し、一度その視点に立ってしまうと、主観的視点からは見えていたものを同じように見ることが出来なくなる (b: 124) という事態が、視点の二極性に潜む圧力によって産み出されているというわけである。

しかし、このような認識一般に関わる「客観性への圧力」だけが、あらゆる局面でそれ自体として作用しているとは考えにくい。視点の採択がどのような実践的場面に関わっているのかによって、二極性の持つ意味合いが異なってくるはずなのである。Nagelはこのことに気付いているようだ。ここでは、自由・自律に関わる問題圏に注目するとき、彼がある独特な圧力の存在に言及していることに注目しよう (b: 118-9)。それは「行為するに当たっては、自らを取り巻いている状況についてなるべく完全な知識に基づいて、自己の条件を意識している方が、より多くのコントロール＝自由を得られる」という日常的な原理に由来する。この原理は、ある特定の自律概念に組み込まれているものと言えよう。しかし、それ自体では日常的な適用を持っているこの原理が徹底して追究されるなら

ば、結果として、むしろ自己の所与性が明らかになり、行為する自分の自律性が幻想のように思えてくるとNagelは述べている。つまり、自律・自由という観念の背後にある日常的な思考の原理が、「客観性への圧力」として追求されるならば、むしろ自らの基盤を脅かすことになるというわけである。

自由・自律という側面において問題が生じるメカニズムをこのように描いた後でNagelは、客観性を目指す離脱の限界はどこに設けられ得るか（言い換えれば、detachmentではないような、客観的なengagementはどのようなものでありうるか）を探るという、問題の“解決”へと向けて論を進めるが、我々の関心はむしろ、そもそも問題が彼の描き出すようなものであるかどうかという点にある⁽¹³⁾。そこで次に、我々の本題である責任に関わる問題の描かれ方を検討しよう。

3-4 視点の二極性と責任

責任と視点とが避け難く関わり合うのは、責任判断の対象となる他者（及びその行為）に対して我々は何らかの視点に立って臨まざるを得ないからである。客観的視点、あるいは主観的視点に立つことは、責任を判断するという実践に対してどのように関係しているのだろうか。

他者に対して客観的視点を取る時に生じる問題を提示するに際しNagelは、客観的視点へと向かわせる“圧力”を、自由の場合と異なり、一般的な意味での「客観性への圧力」としてしか与えていない。しかし、本論文の冒頭で触れたような、責任帰属において働く免責の論理を思い出してみるなら、この間隙は容易に埋めることが出来る。まず確認しておきたいのは、他者の責任を判断するには多くの面で事実認識が関わっているという常識的な点である。最も基礎的には、そもそも何が起こったのかについ

ての認識が必要とされよう。「反応的態度 reactive attitude」という、ある意味で前-認識的なものに着目したStrawsonもまた、「他者が自分に対して抱く態度や意図についての信念」(Strawson 1962: 62) にそれが依存していることを認めているように、何らかの態度を生起させる前提としては事態についての認識が必要なのである。もちろん、ここでどのような記述様式が採択されるかという問題が生じるわけだが、ひとまずは志向的なタームによる(「彼がボタンを押した」のような)日常的な記述が採られたとしよう。この認識のみから一義的に特定の責任判断が生じるわけではなく、より詳しい様々な認識—彼はボタンの意味(ボタンが押されると、そのせいで何が起こるか)を知っていたか、彼は薬物を投与されていなかったか、誰かによって強制されてはいなかったかetc.—が責任の限界を定めるものとして関わってくるということである。ここでは一般的に、多様な事実認識が免責条件として働きうるということに注意しておけば十分である。即ち、判断対象となる他者とその環境について、より完全な認識を判断の前提としようという方向への圧力は、責任判断の正当性が希求される場合に生じるということである。言い換えれば、免責される条件を満たしているにも拘わらず責任を課すことをもし我々が避けようとするならば、より完全な認識への圧力が作用するということである。こうして、責任判断にまつわる視点の問題は、この意味でのより完全な認識と採択される視点との関係として現れる。

さて、Nagelの概念化において、他者に対して主観的視点を取るとは、そのagentの視点に対して投影projectするということを意味している。そのagentの視点の内側から問題の行為やそれを取り巻いていた諸条件を把握するという

のが、Nagelの考える「他者に対して主観的視点を取る」ということなのである。彼はそれを「彼の視点を代理的に占有して試みること vicarious occupation of his point of view」(b: 121)と呼んでいる。一方、既に触れたように、他者に対して客観的な視点を取るときには、行為が、それを取り巻く出来事の流れの一部となって融解し、行為としての輪郭を失ってしまうのであった。前節までに述べたことから明らかなように、Nagelにおいて客観的な見方は、そもそも主観性を經由しない形でしか達成されないものとして概念化されている。つまり、他者の経験や行為を、まさに経験や行為として理解するためには主観的視点を取る必要があるにも拘わらず、客観的な見方は主観性の“外側から”の視点だと概念化されているが故に、客観的な視点からそもそも行為者性が見える筈がないのである。つまり彼の概念化では、「主観的視点の客観性」のようなものは成立する余地は無い⁽¹⁴⁾。従って、より完全な認識を求める場合は常に、主観的視点を経由しなくては理解できないようなタームによる記述(説明)様式は断念されざるを得ないことになっている。つまり、客観的視点への移行のみが、責任判断において要請される認識の完全性と等置されているのである。

私の考えでは、責任判断において必要とされる「より完全な認識」が、客観的視点のみと結びつけられてしまっているという点に分析の不徹底さが起因している。つまり、責任判断において視点間で働く力のあり方を客観的視点への方向のみにしか認め得ないために、特に主観的視点における責任判断のあり方を正確に見極めることが出来なくなっているのである。

もちろんこれは、知識の進展を特定の意味での「客観的」視点への移行とのみ結びつけているNagelの——ある意味で偏った——概念化に

由来する特殊な問題と見えるかもしれない。次章で検討するように、責任判断に繋がる行為の評定(特に責任の程度についての評価)の機制としては、主観的視点を「投影」として捉えるNagelによる概念化はポイントを突いている(15)。彼が示す投影による責任判断モデル——判事-被告人モデル(b: 120ff)——は、責任判断の本質を、“被告人”の視点に投影した“判事”による「諸選択肢の内的な*internal*比較」(b: 122、強調原文)に見出すのだが、このとき、主観的視点からする責任判断の正当性を与えるものは何かという点が鍵となるべきであるのに、これを扱い切れていない。しかし、こと責任判断に関する限り、主観的視点についての分析が不十分であることはNagelに限らないのである。

Nagelに限らず、責任と「視点」との関わりについて述べる論者は「subjective, *internal*な視点に立った場合にはそれらが確実であると思われたのに、一方で客観的な視点から見ると責任という概念は内実を失ってしまう」という形で問題を捉えている(16)。彼らは、責任が客観的視点において見失われてしまうという面に注意を払う一方で、主観的視点においてはそれらが安泰であると前提している。本稿では紙幅の関係により、前者の論点、即ち客観的な視点から見られるなら責任概念は空虚化するという点を詳しく検討する余裕がないが、ただ次のことだけは付言しておきたい。客観的な視点からの記述においても、因果性の特異な帰属点としてのagentないしpersonというものは残るかもしれない。教育刑・予防刑的な観点の下で、その目的の為に最も効果的な「動機の正しい作用点」(Schlick 1930=1967: 167)を探るといような場合、客観的な視点からその作用点を見出すことは可能であろう。あるいは、因果的責任という概念もまた、客観的な視点からも把握可能だと

思われる。問題は、道徳的責任と結び付いた非難のような態度(ないし感情*sentiment*)の位置付けである。相手を非難するためには、何らかの意味で志向的な説明によって事態を把握している必要があることは、認めなくてはならないだろう。そもそも志向的な説明を適用できないモノに対して非難のような態度を採るということはノーマルケースとしては想定し難いからである。このとき、対象についてのより完全な認識に基づいて責任判断を行うことを要請する圧力に従って客観的視点へと赴くならば、このような態度を減圧させる効果が働く想定するのは根拠のないことではない。理論的なレベルにおいてであれ、客観的視点から捉えた場合の責任の空虚化という恐れが生じていること自体、このことを例証していると見ることも出来よう。

以上を踏まえて、(少なくとも道徳的な)責任があるという判断は、客観性の追求を、客観性への圧力に抗して何処かで打ち切ることに成り立っていると考えておきたい。この点を単純化した「客観的視点においては責任が消失する」といった類の主張は、上で見てきたようにしばしば見出されるものであり、まさにこのような主張との関連で「視点の違い」が強調されるのもあった。次に吟味すべきは、視点の違いと責任判断に関わるもう一方の主張、即ち、主観的視点を取る限り責任という概念は有効だとされる前提である。より限定して言うなら、我々は、責任判断の正当性を担保する「より完全な認識」への圧力が、主観的視点を取る場合においてどのような働きを見せるかという点を検討しなければならない。次章ではこの角度から、主観的視点における責任判断のあり方を描こうとする「投影モデル」を再検討しよう。

4. 視点の投影と責任判断

投影モデルが説得性を持つのは、責任判断の中でも、責任の有無というよりむしろ責任の程度を判断する場面である⁽¹⁷⁾。例えば次のような例を考えてみよう。ある銀行員が、強盗に銃を突きつけられて金庫を開けるように脅され、金庫を開けてしまったとしよう。このとき、その銀行員の責任はどのように判断されるだろうか。銃で脅された（もちろん開けなければ殺すと脅された）のであるから、明らかに強制されている。しかし、金庫のダイヤルを回すことの意味（その結果として扉が開き、強盗が金を盗っていくことになるだろうということ）が分からなかったり、ダイヤルを回すときに意識を失っていたりしたので無いのなら、彼は意図的に金庫を開けたと言わざるを得ない。仮に「自由」の意味を切り詰めるなら、彼はその時、極めて限られた選択肢を強制されていたとはいえ、その中では自由に行なったと言うことすら出来るかもしれない。しかし多くの場合、少なくとも道義的には彼の責任は極小だと判断されると思われる。このとき、我々は彼の視点に自らを投影し、かような条件下においてどのような選択が可能であったかを考え、金庫を開けること以外に殆ど選択の余地がなかった（つまり、やむを得なかった）と判断しているのである。つまり、このような条件に自分がおかれたなら、やはり金庫を開けることを選ぶだろうという「内的な比較」が働いていると考えられるのである⁽¹⁸⁾。一方で仮に、なかなか想像しがたい事であるが、強盗が「もし金庫を開けなかったら髪の毛を一本だけ抜くぞ」と脅したとしてみよう。このような条件下にある行為者の視点へと自らを投影するとき、恐らくは「髪の毛一本程度と引き替え

になら、金庫を開けずにいるだろう」と仮想的に判断し、その条件下ですら金庫を開けてしまった銀行員（がもし存在するとしたなら、彼）の責任を重く判断すると想像できる。

しかし投影という機制は、実はこれほど単純ではない。まずここで注意しなくてはならないのは、こういった視点の投影において、どのような判断基準が持ち込まれているのかという点である。即ち、ある行為者の視点に「代理的に」立ってみると言われるとき、どのような基準を用いて、彼を取り巻いていた条件と彼が実際に行なった行為、及び他の選択肢の可能性とを評価・比較するのだろうかという問題である。上で記述した例では、「自分がその立場にあったなら」という形で、自分なら選択したであろうと主観的に想像される選択肢と対照されることによって銀行員の行為選択が評価されている。もちろん実践的には、場面ごと・判断する人ごとに持ち込まれる基準が異なるということがあり得るだろう。そもそも、「自分ならどうするか」という仮想的な判断は、純粋に経験的な予測ではあり得ない。それ自体、自己理解と結びついた規範意識によって左右されるものだろうからである。この方向に更に進むならば「自分ならどうするか」ということを離れて、規範的に「この場合は（銀行員ならば・普通人ならば）…すべきである」という基準が恣意的に採用されることもあるだろう。

視点への投影というプロセスに関わる問題は、持ち込まれる基準をどう選ぶかという面から捉えるだけでは不十分である。基本的には、他者の視点に自らを投影する者が、行為者とその環境についてどのような信念を抱くか（どれ程の知識を持っているか）という点に伴って評定は変化しうる。だがより根本的には、責任判断においては、いまここで評価基準と呼んでいる

ものと、投影する側・される側各々の視点を取り巻いていた条件とが画然と分けられないという点が重要である。つまり、銃を突きつけられているといった外的な条件は、投影というプロセスにおいて切り替わる評価基準と分離して同一に保たれやすいが、各々の主観的視点と深く結びついているような条件がどのように・どこまで投影において持ち越されるのかは一様でないということである。

責任を判断される側の行為者の（内的）視点と結び付いた特有の事情—その性格・能力・規範意識・生活史・知識・行為直前までの諸事情 etc.—は、銃を突きつけられているという外的な条件と同様に、彼の行為選択における条件（以下ではこれを内的条件と呼ぼう）を構成している。それぞれの行為者は、これら内的条件のもとで、何らかの行為を為しているのである。ところで、責任を判断しようとする者がこの行為者の視点へと自らを投影するとき、彼が持ち込む評価基準は、まさにこれと同種の、判定者に特有の事情としての内的条件を含んでいる筈である。つまり、「自分ならどうするか」という仮想的な判断においては、判定者が従来から有している様々な評価基準によって、行為者のそれが暗黙裡に一部代替させられているのである。

責任判断の正当性が求められる場合には、先に挙げた常識的な免責条件が満たされていないかどうか重要視されるということを既に指摘した。つまり、免責条件に該当しているにも拘わらず責任を帰属させることは不当だという判断である。例えば、そのボタンを押すと爆弾が爆発すると知っていながら押した人と、何も知らずに押した人が全く同じ責任を負わされるということは不当である—このような直観が抱かれる場合には、責任判断においては、行為者についてより正確な知識を要請する圧力が（程

度の差はあれ）存在すると言って良いだろう。行為者を取り巻いていた外的条件と、それに関する彼の認識を正確に把握することが、責任判断について正当性が求められる時には要請されるということである。

さて、責任判断が行為者の視点への投影というプロセスを内包しているとするならば、内的条件の調整にとって、この要請はどのような影響を与えるであろうか。Nagelらが見落としていたのはこの点であった。

もしこの要請をその極限にまで押し進めるならば、内的条件を判定される側に一致させよということになるのではなかろうか。彼の内的条件について全く関知することなく自分の内的条件を適用するということにもし抵抗があるならば、内的条件の一致という目標へと一歩踏み出しているのである。また、道徳的基準を全く共有していないと思われる対象に対する責任判断が留保されるとすれば、それは、内的条件を一致させようとするための方向付けすらが不可能だからなのである。しかし我々には、行為者のものと全く同一の内的条件を自分に課して判断してみるということとは出来ない。それは、我々が彼について不十分な知識しか持ちえないからというよりむしろ、彼と全く同じ内的条件下にある自分というものが想像できないからである。つまり、それは自分ではないものとして自分を想像するという不可能な試みに他ならない。ここで要請されているのは、端的に、「その行為者である」ということなのであり、それがもし成功したとするなら、彼の責任を評定するはずだった審判者としての自分は存在しえない。もし存在しているなら、内的条件は一致していないのである⁽¹⁹⁾。

にも拘わらず、現実の実践において責任概念は適用を持っており、我々は責任判断を下して

いる。これは、解消することが究極的には要請されていたはずの落差が解消されることなく保持されているということの意味している。言い換えれば、内的条件の一致という目標をどこかで打ち切っているということである。主観的視点においても働いているこのような圧力にも拘わらず、内的条件の行為者側への一致という目標を何処かで打ち切ることによって、主観的視点から他者の責任を判断するということが可能になっているのである⁽²⁰⁾。

ここで、次のような疑念が生じるかもしれない。つまり、責任判断を支える構造をこのように解するなら、我々が自分の責任について判断する(している)ということを理解できなくなるという反論である。しかしこれは、人格の同一性が成立しているなら内的条件も一致しているという素朴な前提に依拠した主張である。自分の行為について責任判断を下そうとする時、実際には、自己の行為状況を回顧して「他の選択肢は考えられなかった」と言う者もいようが、他の行為が十分に可能であったと考える者もいよう(もちろん、このような自己申告を扱うに当たっては、責任回避のための弁明という脈絡を外さなくてはならないが)。いずれにしても、この時、内的条件が一致しているわけではない。当人が当人の責任を判断するとなれば、そこには前記の落差が無くてはならないはずなのである。

*

これまで本稿では、責任という概念の働き方が視点の取り方と相関しているという図式を、主にNagelによる概念化を対象として検討してきた。その中で特に問題としたのは、客観的視点においては不可視になる責任というものが、主観的視点においては確保されているというテ

ーゼである。我々が責任の免除という機制を持っている限り生じるであろう圧力、即ち、責任判断においてはより完全な認識を基にすべきだという形で働く圧力は、客観的視点へと向かう方向だけではなく、主観的視点を取るプロセスにおいても作用しているはずのものである。主観的視点からする責任判断を「投影」という機制によって理解しようとするならば、それは内的条件の一致という不可能な目標への圧力として現れる。即ち、現実の責任判断は、客観的視点への移行がどこかで打ち切られることによって可能になっているのと同様に、主観的視点においても、内的条件の一致という目標への移行をある段階で打ち切ることに於いて成立しているのである。

次に問われるべきは、このような打ち切りが発生する地点とその意味を見極めることにあるが、それは次稿での課題である。

註

- (1) 例えばJ.R.Lucasは、責任があるとは「何故それを為したのか？」と問われうることであり、それに答える義務を負うということ」(Lucas 1993: 5)だと答えている。
- (2) 古くから、そしてしばしば問題とされるのは、道徳的責任に(行為選択時における)他行為可能性alternate possibilitiesが必要かどうかである。この点を巡っては、道徳的責任には他行為可能性が必要だとする原理を否定するHarry G. Frankfurt (1969)に始まる議論を見よ。
- (3) 人を責任ありと見なすことholding a person morally responsibleを、その人に対して(責任判断を下す人が)課している道徳的期待moral expectationとの関係によって分析したR. Jay Wallaceは次のように主張している。彼によれば、人を責任ありと

見なすとは、ある道徳的期待にその人が背いたとき、特定の「反応的感情reactive emotion」を感じることに、ないし、そう感じることは適切だ appropriate と信じることである。

(4) Daniel C. Dennettは、「なぜ・いつ我々は責任があるのか」という問いは、「なぜ人に責任を帰するのか」という社会的要請の問題と結び付かないなら形而上学的な問いに留まると主張している (Dennett 1984: 163)。しかし、結果として責任帰属実践がどのような機能を果たしているかという説明によって、前者の問いを導く「この場合に責任を課すことは正当なのか」という問題意識それ自体を解消することは出来ないだろう。

(5) John Roemerが、通常は明確に区別されない responsible と accountable を次のように区別することを提案している。この提案によれば、誰かがある行為に関して accountable だと見なすとは、彼がその代償を支払うべきだということを意味する。即ちその行為によって被害を受けた人に補償すべきであり、社会によってペナルティを科せられるべきだということである。一般に、ある振る舞いに関して responsible である人だけがこの意味で accountable であると見なされるが、逆は必ずしも成り立たない (Roemer 1998: 16-18)。

この用法に従えば、賠償の請求は accountability に関わっていることになろう。以下の考察は、accountable であるための必要条件としての responsibility に向けられていると言える。

(6) Peter Strawson (1962) の用語を借りれば、これらは「関わり合いinvolvementに属する反応的態度(感情) reactive attitudes (feelings)」を基にしていると言えよう。彼は、決定論という理論的なテーゼが実践に対して持つ意味を検討するに当たって、他者へと向けられる二種の対照的な態度に注目した。一方の極としての「客観的態度」は社会政策や“処遇”の対象として相手を見ることであり、

そこでは、もう一方の「関わり合いの態度」と結び付いた、憤り・感謝・救しのような反応的態度は姿を消すとされる。

(7) 日本の刑法学、特に規範的責任論においては、(刑事)責任と非難可能性が等置されるが、ここで言う道徳的責任と非難とは同じことではない。非難可能性の「可能性」とは何かは必ずしも明らかではないが、少なくとも、非難することなく、責任ありと判断するということが可能だからである。

(8) 責任が云々される事象はふつう、上の例のごとく、怒りや非難の対象となるようなネガティブな評価を与えられたものに限定されると考えられるが、責任の概念をより広く取り、感謝や賞賛の対象となるようなことに関しても、それを広く(「成功の責任」のような形で)責任判断の対象に含めることも可能ではあろう。

「責任がある」という語は(というよりresponsibleという語は)、Alfred Schutzが指摘するように (Schutz 1964) 多様な仕方で用いられうるので、予め区別しておく必要がある。上の例では、「責任がある」を自分ではない対象に対して用いているが、自分自身に対して用いることもできるだろう。即ち、「自分は…について責任がある」というように、自己に責任を帰属するケースである。また、「…について責任があるresponsible for」と「…に対して責任があるresponsible to」も区別しておかなくてはならない。コーヒーをこぼした人は「コーヒーをこぼした事に関して、私に対して責任がある」のである。更に、responsibleは、個々のケースについて「責任がある」という時に使われる場合と、ある程度の恒常性をもって何らかの存在者について「責任をとりうる」という意味で用いられる場合がある。もちろん両者は無関係ではあり得ないが、ここで考察している責任帰属は、前者の意味での責任を帰属することを指すものとしよう。また、本稿では何らかの行為について問われるものとして

の責任を考えており、何かを行わなかったことについて問われる「否定的責任negative responsibility」(Lucas 1993: 53-56) は取りあえず考慮の外にしている。

また、以下で言及される文献ではほぼ「responsibility」が使用されており、それを本稿では「責任」と訳している。ドイツ語における関連する幾つかのターム(Schuld, Haftung, Vortwerfbarkeit, Verantwortung)の意味合いの違いについて、村上(2000: 174ff)を参照。

(9) 『ニコマコス倫理学』第三卷第一章-第五章

(10) 視点の違いを強調する議論は、自由意思論におけるいわゆる「両立論」を指向することが多い。因果法則と自由意志を調停しようとしたMax Planckは「外から、客観的に考察すれば、意志は因果的に拘束されている。内から、主観的に考察するときには、意志は自由なのである」(Planck: 1949=1971: 181)と主張した。社会学においてはBerger&Kellnerが、「自分は自由であるという人間の主観的な自己理解」と、因果的な決定システムに着目する経験科学の観点という異なった二つの視点の違いを強調している(Berger & Kellner 1981=1987: 138-9)。

また、異なった角度からであるが、Dennettは決定論の問題を「現在の視点」と「(未来までをも見通した)神の視点」との相克として描いている(Dennett 1984: 102f)。

ごく最近においても、例えばLaura Ekstromはexternal picture of human agency / internal picture of human agencyという対立する二つのセルフイメージをどう調停するかという形で、行為者性と責任を巡る問題を定式化している(Ekstrom 2001b)。言うまでもなく、このような問題意識の背後にはKantが控えているのだが、本稿ではKant解釈には立ち入れない。

(11) Nagel (1979=1989) の特に3章と14章、及び

Nagel (1986) を参照。以下、本文中では前著への参照を (a)、後者への参照を (b) で表す。

(12) 例えば、主観的視点を離れ客観的視点へと移った後、そこから如何にして心的なものの主観的な側面が捉えられるかという心身問題 (a: 313-4) である。

(13) Jennifer Hornsbyは、Nagelが客観的視点への移行や還元の可能性を積極的に認めているかのように誤って捉えて、これを批判している(Hornsby 1997: 129-151)。行為は主観的な視点(彼女の用語で言えば、personal view)からしか見ることが出来ないとするHornsbyは、personal viewが特別な地位を持っていることを強調し、客観的視点(彼女の用語ではimpersonal view)からする説明が普遍的に適用され得るものであることを否定する。しかしこれはむしろNagelも認める筈の論点である。問題は、二つのviewがどのような力学の上に置かれているかであって、切り離し戦略に安住して一方の特権性を謳うだけではこの問題の分析に役立たないと言うほかない。

(14) しかしNagelはここから、彼が客観的耐性objective toleranceと呼ぶもの——より客観的な視点によっても棄却されることの無いような基礎——を探るという方向へ進む(b: 130ff)。彼の論点は、客観的視点からのviewが元のパースペクティブに取って代わりうる程度には限界があると示すことにある。本論におけるNagelの扱い方に関して留意してもらいたいのは、彼が客観性を単純に称揚しているのではなく、3.2で述べたように、むしろ逆だという点である。本稿が批判しているのは、あくまで、Nagelによる問題の描き方なのである。

(15) もともと、他者の経験や行為の志向的な理解の仕方に関するNagelのこのような説明は、経験主義的なアプローチに対する疑念に基づいている(b: 20)。

(16) 注10を参照。

(17)Wallaceは、視点への投影が責任帰属と本質的に無関係だとしてNagelを批判している (Wallace 1996: 81-83)。彼は「責任ありと見なすこと」は視点の代理的な投影そのものによっては説明できないと主張する。

言うまでもなく、ある他者について「責任がある」と見なすことと、彼の視点へと投影することは同じではあり得ない。この意味で、Nagelは、Wallaceが批判するごとく二つを「混同した」(Wallace 1996: 82) というより、責任を帰属するとはどういうことか自体の説明を与えようとはしていないと考えるべきである。彼が提示しているのは、責任帰属を支える認識と判断の構造に関する一つのモデルであり、本稿の考察もその限界内にある。

(18)もちろん、いわば「自分のことは棚に上げて」銀行員を非難するということも十分に考えられる。この問題は、他の生物に対する解釈をどのような原理の下で行うべきかと問うものと同型である。つまり、ある状況下でその生物が抱く「べきであるought to have」命題的態度を帰属すべきか(規範原理Normative Principle)、それとも、その状況で自分ならば抱くであろう命題的態度を帰属すべきか(投射原理Projective Principle)という二つの方向における選択である (Dennett1987=1996: 398-9)。Quine (1960=1984: 221) も参照。

(19)ここで我々は、Weberの次の言葉を思い起こさずにいられない。

自分で同じ行為を行うことが出来なければ、理解することが出来ないというわけでもない。「シーザーを理解するには、自分がシーザーである必要はない。」完全な追体験可能性というのは、理解の明確性にとっては大切であっても、それが意味解釈の絶対的条件ではない。(Weber 1922=1972: 9-10)

問題はやはり、どこまで「シーザーであること」

を追究するかということにある。

(20)刑法論に期待可能性の理論という考え方がある。期待可能性とは「行為時に存在する具体的事情の下で行為者が違法行為ではなく、他の適法行為を行いうるであろうと期待しうる可能性」(前田 1998: 368) のことである。責任を行為者に対する非難可能性だとする規範的責任論と結び付いたこの理論においては、期待可能性が存在しない場合には、たとえ行為者に責任能力と故意・過失があったとしても、違法行為について行為者を非難することは出来ず、責任もないとされる。予測されるように、期待可能性を巡っては、この可能性を判断するに際してどのような基準を採用するかという問題が生じている。この問題については一般的に、「行為者標準説」「一般人・平均人標準説」「国家標準説」という三つの見解が対立しているとされるが、「行為者標準説」に対しては、それを基準とするならば全ての行為は当時の事情の結果なのであり、それ以外の行為は不可能だったということになり、確信犯・常習犯が処罰できないことになるなど、刑法秩序が骨抜きになるという批判があるという (前田1998: 370-1、中森1994: 280-39)。

本稿の関心は刑法システムの正当化にはないが、行為者標準説を採るならば必然的に「それ以外は不可能だった」とせざるを得ないという考えには疑問を抱かざるをえない。というのは、本人の主観的な視点から見ればすべては必然的だったということは必然的ではないからである。「不可能であった」という判断は、むしろ客観的視点と繋がるものであろう。

文献

- 阿部純二ほか編 1994 『刑法基本講座：第3巻 違法論／責任論』法学書院.
- Aristotle 『ニコマコス倫理学』(高田三郎訳・岩波文庫).
- Berger, Peter L. and Hansfried Kellner, 1981, *Sociology Reinterpreted: An Essay on Method and Vocation*, Anchor Press/Doubleday = 1987 森下伸也訳 『社会学再考—方法としての解釈』新曜社.
- Dennett, Daniel C., 1984, *Elbow Room: The Varieties of Free Will Worth Wanting*, MIT Press.
- , 1987, *The Intentional Stance*, MIT Press = 1996 若島正・河田学訳 『「志向姿勢」の哲学』白揚社.
- Ekstrom, Laura Waddell (ed.), 2001a, *Agency and Responsibility: Essays on the Metaphysics of Freedom*, Westview Press.
- 2001b, "Introduction", in Ekstrom 2001a
- Frankfurt, Harry G., 1969, "Alternate Possibilities and Moral Responsibility", *Journal of Philosophy* LXVI no.23. Reprinted in Frankfurt (1988).
- 1988, *The Importance of What We Care About*, Cambridge University Press.
- Hornsby, Jennifer, 1997, *Simple Mindedness: In Defense of Naive Naturalism in the Philosophy of Mind*, Harvard University Press.
- 石川文康 1998 『カントはこう考えた』筑摩書房.
- Lucas, John R., 1993, *Responsibility*, Oxford University Press.
- 前田雅英 1998 『刑法総論講義 [第3版]』東京大学出版会.
- 村上淳一 2000 『システムと自己観察—フィクションとしてのく法』東京大学出版会.
- Nagel, Thomas, 1979, *Mortal Questions*, Cambridge University Press = 1989 永井均訳 『コウモリであるとはどのようなことか』勁草書房.
- 1986, *The View from Nowhere*, Oxford University Press.
- 中森喜彦 1994 「期待可能性」阿部純二ほか編1994所収.
- Planck, Max, 1949, *Vortrage und Erinnerungen*, Hirzel = 1971 田中加夫ほか訳 『現代物理学の思想』法律文化社.
- Quine, W. V. O., 1960, *Word and Object*, MIT Press = 1984 大出晃・宮館恵訳 『ことばと対象』勁草書房.
- Roemer, John E., 1998, *Equality of Opportunity*, Harvard University Press.
- Schlick, Moritz, 1930, *Fragen der Ethik*, Springer = 1967 安藤孝行訳 『倫理学の諸問題』法律文化社.
- Schutz, Alfred, 1964, *Collective Papers II*, Martinus Nijhoff, The Hague = 1991 渡部・那須・西原訳 『アルフレッド・シュッツ著作集第3巻：社会理論の研究』マルジュ社.
- Strawson, Peter, 1962, "Freedom and Resentment", *Proceedings of the British Academy*, vol. xlvi. Reprinted in Watson (1982).
- Wallace, R. Jay, 1996, *Responsibility and the Moral Sentiments*, Harvard University Press.
- Watson, Gary (ed.), 1982, *Free Will*, Oxford University Press.
- Weber, Max, 1922, "Soziologische Grundbegriffe", *Wirtschaft und Gesellschaft*, J.C.B.Mohr = 1972 清水幾太郎訳 『社会学の根本概念』岩波書店.

(つねまつ じゅん)